#### 石川県情報公開審査会の答申概要(答申第168号)

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書(諮問案件第220号)

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて 平成18年2月 石川県」(以下「本件報告書」という。)の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.2「昭和60年度」の7.「考察」の7.1「急傾斜地についての検討」において、「段丘面は平坦に連続しており、瀬領町付近では現在地すべり地形は認められない」と記載されていることについて、集落のある平坦面が小立野面であるとした根拠、河床付近にある平坦面が笠舞上位段丘面であると判定した根拠、二つの段丘面が犀川沿いに上、下流に連続しているとした根拠及び段丘面が連続していると地すべり地形ではないと判定した根拠を記載した文書

- 2 本件公開請求に対する処分の内容 不存在決定
- 3 担当課(所)土木部河川課
- 4 異議申立て等の経緯

(1) H23. 4.22 公開請求

(4) H25. 3. 7 諮問

(2) H23. 5.20 公開決定

(5) H28. 3.31 答申

- (3) H23. 6. 6 異議申立て
- 5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文書につき 不存在とした決定は、妥当である。

11年代とした人だは、女当である。		
該当条項	審 査 会 の 判 断 要 旨	
条例第11条	本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特	
第2項	定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠となる文	
(不存在)	書の公開を求めていると認められる。	
	なお、本件公開請求書に引用された本件報告書の記載の前に、瀬領町集落の分	
	布する段丘面は小立野面に区分され、瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘	
	面は笠舞上位段丘面に対比される旨の記載が認められ、本件公開請求はこれらの	
	記載の根拠も併せて請求している。	
	しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は60	
	年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文	
	書は保管していないと述べている。	
	当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本	
	件公開請求に係る記述は60年度報告書の該当部分を再録したものと理解でき	
	<b>వ</b> 。	
	このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応す	
	る公文書を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。	

(別 紙) 答申第168号

# 答 申 書

平成28年3月

石川県情報公開審査会

# 第1 審査会の結論

石川県知事(以下「実施機関」という。)が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

#### 第2 異議申立てに至る経緯

# 1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年4月22日に、次の公文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の内容)

「辰巳ダム瀬領地区の地すべりについて 平成18年2月 石川県」(以下「本件報告書」という。)の2.「既往調査の主要記載箇所」の2.2「昭和60年度」の7.「考察」の7.1「急傾斜地についての検討」において、「段丘面は平坦に連続しており、瀬領町付近では現在地すべり地形は認められない」と記載されていることについて、集落のある平坦面が小立野面であるとした根拠、河床付近にある平坦面が笠舞上位段丘面であると判定した根拠、二つの段丘面が犀川沿いに上、下流に連続しているとした根拠及び段丘面が連続していると地すべり地形ではないと判定した根拠を記載した文書

## 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年5月6日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を14日間延長することとして異議申立人に通知し、平成23年5月20日に不存在決定(以下「本件処分」という。)を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

(保有していない理由)

個別箇所について根拠等を記載した公文書は存在しない。

# 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年6月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 諮問

実施機関は、平成25年3月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

#### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。 なお、異議申立人に対し、当審査会から理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特 段の意思表示はなかった。

- (1) 段丘地形があるということと、地すべり地形ではないということは、必ずしもイコールの関係ではない。まして、この地形では、段丘面の上に新しい崩積土堆積物が数メートル被さっており、古い地すべり地形であったとしても不鮮明になったり、特に集落内にあるため地すべりによる微地形があったとしても人為的な改変により不鮮明になった可能性もある。
- (2) 本件公開請求は、本件報告書の特定箇所の記述について、そこに書かれている内容の 根拠を求めたもので、それぞれ根拠に基づいて記載されたはずであり、根拠等が不存在 ということは、記載事項そのものが不存在であることを意味する。

このようなことから、根拠となる公文書は必ずあるはずである。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

本件報告書は、本件公開請求に係る記載のある「昭和60年度犀川総合開発事業(辰巳 ダム建設)貯水池地質調査業務委託報告書」(以下「60年度報告書」という。)のほか、 数件の報告書から瀬領地区の部分を転載したものである。

60年度報告書の該当箇所に関して、個別の根拠を記述したものがないため、不存在とした。

#### 第5 審査会の判断理由

#### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

#### 2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

本件報告書において、「段丘面は平坦に連続しており、瀬領付近では地すべり地形は認められない」と記載されていることについて、集落のある平坦面が小立野面であるとした根拠、河床付近にある平坦面が笠舞上位段丘面であると判定した根拠、二つの段丘面が犀川沿いに上、下流に連続しているとした根拠及び段丘面が連続していると地すべり地形ではないと判定した根拠を記載した文書である。

#### 3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

本件公開請求書の公開請求の内容欄をみると、異議申立人が、本件報告書の特定の記述について自己の見解を述べ、その主張に合致しない記載の根拠となる文書の公開を求めていると認められる。

なお、本件公開請求書に引用された本件報告書の記載の前に、瀬領町集落の分布する段 丘面は小立野面に区分され、瀬領町上流右岸の河床付近に分布する段丘面は笠舞上位段丘 面に対比される旨の記載が認められ、本件公開請求はこれらの記載の根拠も併せて請求し ている。

しかしながら、実施機関は、本件公開請求に対応する本件報告書の部分は60年度報告書を抜粋したものであり、個別の記載事項に関する根拠等を記載した文書は保管していないと述べている。

当審査会において本件報告書を見分したところ、実施機関が述べるとおり、本件公開請求に係る記述は60年度報告書の該当部分を再録したものと理解できる。

このようなことから、実施機関が、本件処分において、本件公開請求に対応する公文書 を存在しないとした決定は、不合理とはいえない。

#### 4 諮問の遅れについて

本件において、異議申立てから諮問までに約1年9か月が経過しており、簡易迅速な手続による処理とはいい難く、実施機関にあっては、今後、適切な対応が求められる。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

### <別表>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年3月7日	○諮問を受けた。(諮問案件第220号)
平成25年6月4日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 27 年 7 月 31 日	○事案の審議を行った。
(第 265 回審査会)	
平成 27 年 10 月 15 日	○事案の審議を行った。
(第 267 回審査会)	
平成 27 年 12 月 21 日	○事案の審議を行った。
(第 269 回審査会)	